

## 和歌山県監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年3月5日

和歌山県監査委員 森 田 康 友  
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
和歌山県監査委員 佐 藤 武 治  
和歌山県監査委員 鈴 木 徳 久

### 1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

### 2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

### 3 監査の実施内容

| 監査対象機関                       | 監査実施年月日    |
|------------------------------|------------|
| 和歌山県東京事務所                    | 令和5年11月9日  |
| 日高振興局                        | 令和5年11月21日 |
| 和歌山県立日高高等学校附属中学校・和歌山県立日高高等学校 | 〃          |
| 和歌山県立紀央館高等学校                 | 〃          |
| 和歌山県立南部高等学校                  | 〃          |
| 和歌山県立みはま支援学校                 | 〃          |
| 和歌山県御坊警察署                    | 〃          |

### 4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

#### (1) 指摘事項

なし

#### (2) 注意事項

##### ア 和歌山県東京事務所

(ア) 物品の廃棄業務委託について、産業廃棄物処理業務であるにもかかわらず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の2第4号に定める委託契約書を作成せず請書で処理していたので、適正に処理されたい。

(イ) 資金前渡により購入した消耗品の納品について、納品検査が行われていない事例があったので、適正に処理されたい。

##### イ 日高振興局建設部

(ア) 電気料金の支払において、延滞利息を支払っている事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 廃川敷地については、令和4年度末で1件が未処理となっている。

今後も、引き続き廃川敷地の現況に応じた適正な管理方法を検討するとともに、処分等を進められたい。

(ウ) 椿山ダム修繕工事に係る建設工事請負変更契約において、「解体工事に要する費用等」に関する添付書面の記載項目中、再資源化等をするための施設が変更されているにもかかわらず、変更の手続がなされていない事例が昨年度に引き続きあったので、適正に処理されたい。

ウ 和歌山県立南部高等学校

修繕料の支出負担行為の決裁において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。